



新春のお慶びを
申し上げます

『新型コロナに負けない！』

(一社) 那覇青色申告会は、
今できる支援を積極的に行います！

会報誌の主な内容

- 事務局より「確定申告のお知らせ」
- 令和元年分確定申告の未提出での注意点
- 「持続化給付金」等の取り扱いに注意!!
- 令和2年分確定申告改正による注意点
- 令和2年度 租税教室開催
- 那覇青色申告納税貯蓄組合だより
(中学生の税の作文表彰関係)

(一社)那覇青色申告会
LINE公式アカウント！



会からのお知らせや、会員様からのお得情報をお届けします！

ID:@214vwwdu

お友だち追加
お願いします
<m(_)_m>



e-Tax

国税電子申告・納税システム

(一社) 那覇青色申告会は「税」を通し社会貢献と会員様のビジネスの繁栄をお手伝いします。

令和2年分の確定申告の手続きについて 会員は1月22日（金）より事務局にて申告相談開始！

下記チェックリストを確定申告の準備としてご利用下さい。

☆去年、事務局での確定申告相談時に受け取った書類等をご持参下さい。

□ 「**那覇青色申告会専用の青色申告 OCR 決算書**」

※事前に鉛筆で記入しご持参下さい。

☆那覇青色申告会の会員様ご自身で、準備・持参して頂くもの。

□ 「管轄税務署」から送られた「確定申告のお知らせ」のハガキ or 文書

※平成29年分確定申告から「確定申告書等（プレプリント用紙）」は郵送しておりません。

□ 所得金額の計算に必要な書類

□ 源泉徴収票等（年金・給与・支払調書等の支払いを受けている方）

□ 過去2年分程度の「決算書」と「確定申告書」の控え

□ 国民健康保険税・国民年金・年金基金（令和2年中に納付分）の証明書等及び
新、旧生命保険料・介護医療保険料・地震及び旧長期損害保険料・小規模企業
共済などの各種控除証明書

□ 医療費控除を受ける方は、送付している「医療費控除の明細書」へ「**受診者
別・医療機関別**」で記載しご持参下さい。また「医療費通知のハガキ・文書」
がある場合、その明細書の記載を**簡略化**できます。

□ 印鑑（銀行印又は認印）

□ その他資料（詳しくは事務局までご連絡下さい。）

□ 「マイナンバーカード」（カード未発行の場合、通知カード・本人証明が出来るもののコピー）

※扶養者がいる場合、その扶養者の「マイナンバー」もお持ち下さい。

□ 利用者識別番号・暗証番号等が記載している用紙

※那覇青色申告会で確定申告書を提出されている方は、前年の申告書控えに利用者識別番号が記載した
用紙を張り付けております。そのままお持ち下さい。（詳しくは事務局まで。）

□ 「**ブルーリターンA**」**利用者**は、電子申告ユーザーライセンス証書又は、暗証
番号・パスワード等記入用紙 ※e-Taxを行う際、事務局で作成している用紙

☆確定申告の際に「マイナンバーカード」を使用してe-Taxを行う場合において、「マイナンバーカード」に備え付けられている「電子証明書」には「**暗証番号**」があります。その「**暗証番号**（数字4桁・英数字含む6桁以上）」が分からない方も多いようですので、申告相談前にでも事前確認をお願いします。

令和元年分確定申告の未提出での注意点

令和元年分確定申告書の提出においては、「新型コロナウイルスの影響による申告書等の提出・納付期限延長申請」が特例として承認されており、期限後申告でも延滞税が発生しないことになっていましたが、令和2年分確定申告書を先に提出すると特例が使用不可能になり、その後の令和元年分確定申告書の提出においては延滞税が発生することになります。令和元年分確定申告がまだの方は、先に元年分の確定申告を済ませてから令和2年分の確定申告を行うよう注意して下さい。

新型コロナ関連の給付金等の取り扱いに注意!!

「持続化給付金」「休業・時短営業協力金・支援金」「家賃支援給付金」「雇用調整助成金」「経営継続補助金」などは「**雑収入**」となり、売上金額に加算します。
(消費税は非課税)

新型コロナウイルスの影響を受けた個人事業者に対する支援策で、国から支給される「持続化給付金」や、感染防止対策での休業・時短営業の要請により支給を受けた「休業・時短営業協力金・支援金」などについては、「**減収補填**」の為「雑収入」。また、「家賃支援給付金」「雇用調整助成金」「小学校休業等対応支援金(事業所側)」などについては、「**経費補填**」の為、実際に支払った金額が必要経費(地代家賃や給与賃金)、支給を受けた金額が「雑収入」となります。

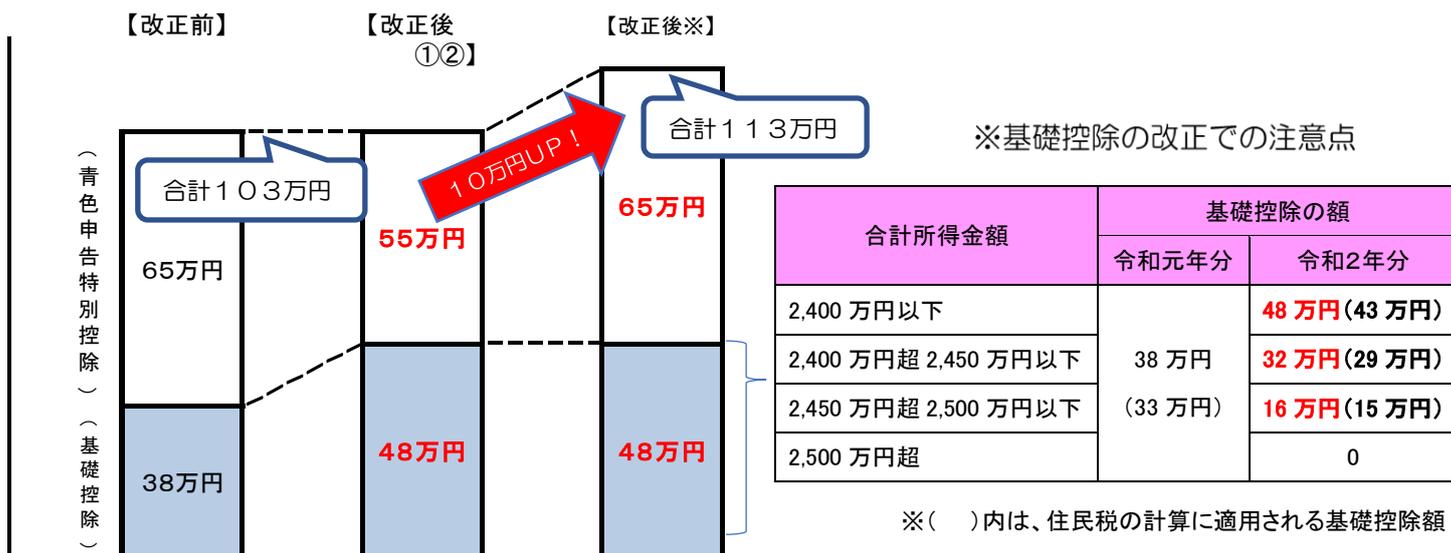
一方、国民一人一人に配られた「特別定額給付金」など、課税対象とならない給付金もありますので、事前に給付元である国、地方自治体などへ事前にご確認下さい。

令和2年分確定申告からの改正点 多くの改正がありました。お気軽にお問合せ下さい

令和2年分の所得税確定申告からの変更点(個人事業者)

- ①青色申告特別控除額の**減額** (65万円⇒令和2年分から**55万円**)
- ②基礎控除額の**増額** (38万円⇒令和2年分から**48万円**)

※「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用条件に加えて **e-taxによる申告(電子申告)** 又は **電子帳簿保存**を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除の適用有り。



○10万円の青色申告特別控除については、これまでと同様となります。

令和2年分の所得税確定申告からの改正点（個人事業者）

③公的年金等控除額の引き下げと上限額が設定されました。

公的年金等控除額が一律10万円引き下げられました。

※公的年金等の雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合には20万円、2,000万円を超える場合は30万円の引き下げとなります。

※公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額について上限額が設けられました。

④給与所得控除に関する改正

給与所得控除額が一律10万円引き下げられ、最低控除額は55万円（改正前65万円）になりました。また、控除の上限額が195万円（改正前220万円）その上限額が適用される給与等の収入金額が850万円（改正前1,000万円）にそれぞれ引き下げられました。

⑤所得金額調整額の創設

給与収入が850万円を超える場合の給与所得控除額が引き下げられましたが、（1）に当てはまる方については、負担が増加しないよう措置されました。また、給与所得、年金所得の両方を有する方については、（2）に当てはまる方についても、負担が増加しないよう措置されました。

次の（1）または（2）に該当する場合、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

（1）給与の収入が850万円を超え、次の（イ）から（ロ）のいずれかに該当する場合

（イ）納税義務者本人が特別障害者に該当する

（ロ）年齢23歳未満の扶養親族を有する

（ハ）特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除＝（給与等の収入額（※）－850万円）×10%

（※）給与の収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円

（2）給与所得及び公的年金に係る雑所得金額の両方があり、その金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額＝（給与所得金額（※）＋公的年金等に係る雑所得金額（※））－10万円

（※）10万円を超える場合は10万円

（1）、（2）の両方に該当する場合は（1）の控除後の給与所得金額から（2）を控除します。

⑥ひとり親控除の創設と寡婦（寡夫）控除の見直し

所得者がひとり親（現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次に掲げる要件を満たすものをいいます）である場合には、ひとり親控除として、その人のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から35万円を控除することとされました。

○その人と生計をいつにする子を有する事。

○合計所得金額が500万円以下である事。

○その人と事実上婚姻関係同様の事情にあると認められる人がいない事。

（住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載のある者は対象外になります）

令和2年12月 小学校3校で租税教室を開催

「租税教室」。これは租税教育の一環で、税の仕組みや税が社会に果たす役割を、次代を担う子供たちに正しく理解してもらう為に行われております。

(一社)那覇青色申告会では、社会貢献活動として、青年部を中心に毎年5～6校程の小学校を受け持ち、6年生を対象に「租税教室」を開催してきました。

しかし今年、新型コロナウイルスの感染拡大による学校の休校や感染拡大防止の為のイベント自粛により「租税教室」の開催見送りが相次ぐ中、「密にならない」ことを条件に3校程「租税教室」を開催することが出来ました。

12月9日(水)には上間小学校で開催。3クラスをクラス別で時間を分けて「租税教室」を行いました。

12月10日(木)にはさつき小学校で開催。那覇会青年部では初めてのzoom(ズーム)を使用した「オンライン租税教室」を3クラス教室別で行いました。

12月16日(水)には金城小学校で開催。体育館を使用しましたが、扉や窓を開け換気を十分にを行い、4クラスの生徒の間隔も密にならないように気を使いながら開催しました。

講師を担当した青年部員もマスクやマウスガードを装着するなり、感染拡大防止を心掛けて授業を進めておりました。そして税務署から事前に頂いた「租税教室用パワーポイントデータ」をもとに、青年部員独自の目線で作成された租税教室資料はとても分かりやすく、小学6年生の生徒の皆さんにも税金の重要性を感じていただけたと思います。

また、授業の最後には「1億円(レプリカ)の持上げ体験」を行い、「手指消毒」しながらの持上げ体験でしたが、その重さ(10kg)に所々で歓声が上がっていました。

追記：今回受講された生徒の皆さんへ。

「小学生」でいられるのも、あとわずかです。残りの期間を大切にして一生懸命勉強して一生懸命遊んで、良い思い出をいっぱい作ってください。

小学6年生の皆さん、学びも遊びもがんばれ～!!



上間小学校での「租税教室」の様子



上間小学校を担当した青年部
大城幹事(左)小鍋事務局長(中)大森部員(右)



さつき小学校での「オンライン租税教室」の様子



金城小学校の「租税教室」には、青年部の福田部長が担当しました。(中央)体育館を存分に使い「楽しい租税教室」を展開しておりました。



青年部初の「オンライン租税教室」には、青年部の新垣副部長が担当。

那覇青色申告納税貯蓄組合だより

納税貯蓄組合は、昭和26年4月10日に納税貯蓄組合法によって設立され、本組合は昭和59年5月30日に設立、納税資金の備蓄、納税の期限内完納の定着化と振替納税制度の利用勧奨並びに普及拡大に努め、納税道義の高揚を図り、また、次代を担う少年少女層に対する租税教育推進の一環として、税についての関心を高め、正しく理解してもらうための「税についての作文」募集を行っております。

今年も税に関する作文募集を実施。しかしながら新型コロナウイルスの感染拡大による防止策の為、学校の休校、更にその影響による学業カリキュラムも逼迫している最中において、本組合管内にある中学校33校の内、22校から1,257編もの作文が寄せられました。

審査の結果、国税庁長官賞1編、日本税理士会連合会会長賞1編、全国納税貯蓄組合連合会優秀賞1編、沖縄国税事務所所長賞2編、沖縄県納税貯蓄組合連合会会長賞1編、那覇税務署署長賞3編他、計53編が入選しました。

税についての作文表彰式は開催が見送られましたが、受賞された生徒の皆さんには「賞状」と「副賞」が贈られました。



令和元年11月に開催された「税についての作文表彰式」(沖縄国税事務所関係)の様子。今年は開催が見送られました。
場所：南部合同庁舎



国税庁長官賞

四姉妹と税

沖縄県立 開邦中学校 三年

金城 陽詩さん

私は四人姉妹の長女だ。私たち姉妹は、今でこそ毎日喧嘩したり爆笑したり、うるさすぎるくらいの四人だが、小さい頃は病気で入院したり大げがをしたりと、何かと病院にお世話になることも多かった。

特に私たち姉妹が病院にたくさんお世話になったのは、今から約八年前、まだ三番目の妹が母のお腹の中にいることだ。三番目の妹は、私と二番目の妹が帝王切開で生まれてきたため、無条件で帝王切開で生まれてくることになっていた。そのため、母は出産予定日の数週間前から入院することになっていた。その入院予定日の直前に、一番目の妹がマイコプラズマ肺炎にかかって入院してしまった。私は今でも、妹の入院していた小児病棟と母の入院していた産婦人科病棟を毎日行き来していたのを覚えている。さらに、妹が生まれ

た数か月後には、今度は二番目の妹が川崎病にかかって入院してしまった。しかも、後遺症などが残る恐れもあったので、退院しても小学校に入学するまでの約四年間は、定期的に病院で検査をしてもらう必要があった。

そんな短期間で立て続けに病院や出産のために病院にたくさんお世話になった私たちは、本来なら多額のお金を支払わなければならなかっただろう。五百万円、一千万円、もしかしたらそれ以上かかっていたかもしれない。しかし、この日本には税金という素晴らしいものがある。「こども医療費助成制度」や「出産育児一時金」といった素晴らしい仕組みがある。そのおかげで、父と母は食費とその他身の回りのものの費用を支払うのみ、三回の入院を合わせても約三万円で済んだという。今私たち姉妹が元気で幸せに毎日を送れているのは、もちろん病院の先生や看護師の方々のおかげでもあるが、税金と助成制度があったおかげともいえるだろう。

もし、税金や助成制度がなかったら、私たち家族はどうなっていただろう。入院や通院の費用を払うために、食事や洋服も必要な分し

＼しか買えず、欲しいおもちゃも我慢しなければならなかったかもしれない。私は塾にも入れず開邦に合格することもできなかったかもしれない。まずそもそも妹が三人もいなかったかもしれない。そう考えると、私は日本に生まれてくることができてすごく幸せだなと思うし、消費税が高いなどと言っている場合ではないなど感じる。むしろ、私たちはたった十パーセントの消費税くらいしか払っていないのに、医療・教育・治安保護・ごみ処理など、身の回りのことをすべて税金で賄ってもらっているのだから、早く大人になって自分でお金を

稼いで納税できるようになりたいと思う。きっと、私が働いて納税するようになり、それが日本の色々なところで、色々な人の役に立っているのを見ると、私は税金という仕組みにさらに感謝するだろう。そんな日を楽しみに、私は今日も机へ向かう。



日本税理士会連合会会長賞

笑顔が見れるその日まで

学校法人尚学学園 沖縄尚学高等学校附属中学校 三年

下地 冴弥さん

「おじいもあと一度だけでいいから孫の顔を見たいさあ。」祖父はしわくちゃな笑顔で私に言った。

私の祖父は、網膜色素変性症という難病を抱えている。四千人から八千人の一人にかかる病気で治療法もまだ見つかっておらず、一生治らない病気とされている。しかし、祖父は少しでも病気を治したいと思い毎日薬を飲み続ける。また、手術も数えきれないほど受けてきた。私には考えられなかった。治ると保障されていないのに目薬を何滴もさしたり、目という大切な体の一部にメスを何度も入れなければならないことも。私だったら恐怖でたまらないだろう。しかし、祖父は目が見えないという弱点が少しあるだけで、気持ちや体格は誰よりも強い。そして何よりもとっても優しいのだ。そんな祖父の姿が私にとって幼い頃からの憧れの人である。しかし、私は祖父に対して一つの疑問を持っていた。

祖父は裕福なわけでもなく、宮古島の田舎でおばあといおばあに暮らしている。祖父はある程度の農作業は出来るが、仕事はしていない。しかし、一回の手術のお金は何百万円。そして、毎日の薬の代金を考えると膨大な金額になるだろう。なのに、なぜ祖父は手術を受け、毎日薬を飲むのだろうか。私は祖父の病気に初めて触れた。これまでは、祖父が病気のことを聞かれると嫌がったり嫌な思いをさせてしまうと思って

いたからだ。しかし、祖父に病気のことを聞くと嫌がらず、自分の病気について話してくれた。祖父によると手術や薬は国の税金から補助されていると説明してくれた。祖父は税金に助けられているから希望を持てると思う。他にも、死ぬまで真っ黒な景色では無い。それは、国民一人一人が納めてくれる税金によって手術が受けられるからだ。

私は祖父からの話を聞き、税金へのイメージが180度変わった。今までの私は、税金とは聞くだけでもネガティブなイメージを持つ人や率先して払いたいという人はまずいないと思っていた。今までは私もその一人だった。けれど今はもう違う。税金があるからこそ、祖父の目にも少しの希望が持てる。税金は人々に希望をあたえ、助けてくれる。他にも税金は違う形になって人々に恩恵をもたらす。私はこの作文を書くにあたって祖父の病気についても税金の使い道についても今まで何も知らなかったが、学ぶことが出来た。この作文がきっかけに税金についてもっと学びたいと思った。そして、私達一人一人が納めている税金によって手術を受けられることで、祖父はもちろん他にも病気で困っている人達にも生きる糧になると思う。税金によって病気の方々により良い手術が受けられることを願っている。私は祖父に伝えたい。

「おじい大丈夫絶対治るよ。その時は、私の笑顔をおじい目で見せてね。」

